戦後沖縄の法体制と戸籍の変遷 (1)

奥　山　恭　子

序　本稿の背景となる問題の概観

戸籍は人の法的身分関係の公証手段として，土地登記簿は土地所有権確定の基礎として，個人の法的実在性と権利義務関係の証である．他方統治する立場からは，これら公簿は時代と地域によっては人民統制の基礎となり，さらに徴税の基礎資料となる．現代民主国家にとっては，国民の正確な把握が福祉体制充実の基礎資料となることからも，その重要性は言うまでもないが，危急時なればこそ，統治上の理由からの国民の身分登録の必要性が高まることもまた事実である．

わが国の多くの都市が空襲の被害を受けているが，特に地上戦の行われた沖縄では，戦災によりもとの公簿・公図が全滅したとされ，戦後しばらくは公簿のない状態が存在していた．しかし特に戸籍については，物資配給などのための人口把握の必要上，昭和21年に応急的な「臨時戸籍」が作られることになり，その後昭和28年制定の戸籍整備法に基づいて本格的な戸籍整備作業が開始された．

この整備作業は昭和37年にほとんど完了したことになっている．関係者の努力と労苦は想像に難くないものの，記憶に頼り，聞取り調査による作業の結果，不正確な部分も否定し得ない．この不正確さの最大の原因は記録が消滅し記憶のある者の多くが死亡しているという不可避的要因にあるが，そのほかに，アメリカの統治下にあったがための主務管轄の問題が絡んでいた．アメリカ統治下において，日本政府は沖縄の市町村が日本の戸籍事務管掌者たりえないとして，福岡に設置された沖縄関係戸籍事務所をもって，沖縄県人の戸籍を取り扱うことにした．そこで沖縄県人は県内各市町村戸籍と福岡の戸籍との双方に記載され，あるいは双方から漏れるなどの事情もあり，行政的管轄問題が当時の戸籍行政を複雑にしていた．沖縄県内で戸籍簿について聞き取り調査を行うと，本来の生年月日や身分変動どおりに記録されていない例を身近に見聞きするとの応えが返ってくる．土地登記簿についても，登記簿上記載された所有面積を合計すると沖縄県の面積をはるかに超えるはずと，今も沖縄県人の会話の端々に上るほど実態との齟齬が大きいことが判る．

昭和20年のいわゆるニミッツ布告により，沖縄には日本政府の行政権が行使されず，昭和20年当事施行されていた法律がその後復帰までそのまま効力を有することとなった．したがって本土では昭和22年に改正された民法と戸籍法が，沖縄には昭和32年まで適用されず，その間の届出行為の効力をめぐる混乱もあった．さらに復帰前沖縄では米国民政府指令により，琉球（琉球政府章典の文言による）への転籍が制限され，本土籍の者が沖縄戸籍に記載されるには米国民政府に許可される必要があった．

琉球住民には日本国籍が留保されていた．理論的には国籍留保の根拠がいかなるものであるか疑義のあるところであったが，実際に海外

渡航するに際しては，米国政府発行の身分証明書を携帯していたことから，航海途中の立寄り国や移民相手国の，国籍留保に対する取り扱いは必ずしも一定せず，無国籍の扱いを受ける恐れもあったことが，移民者の記録や談話の中に残っている．沖縄は多くの移民者排出県である．移民と統治下の国籍の取扱いが，現在に至ってなお火種を残したままになっている．そのほか戦前の移民者の記録が戦災により焼失したことにより，移民者の中には日本人であることの公証手段を失い，帰国に際し国籍を証明する手段を求めて確認訴訟を起こすなどの実例も見られる．

この問題の全体的解明には終戦から復帰までの沖縄の統治体制に触れなければならない．近時の家庭裁判所に表れた渉外事例の中には，中南米（ラテンアメリカ）諸国との間で発生した事案が多出している．日本人が現地で婚姻，離婚，子の出生の届出，認知，養子縁組等をするケースと日本で中南米国籍者が同様の法律行為をする場合とがある．しかも事案に登場する現地の日本人の多くは移民者であり，したがってラテンアメリカへの移民を最も多く出している沖縄県とのかかわりが大きく，渉外事例記録には，沖縄県特有の地名・人名が散在して見える．

県内に存在する土地をめぐる相続については，戦後の土地登記関係の混乱が未だに多くの問題を発生している事実を見ることができる．戦前移民者が県内に親所有の土地があることを知ったものの，戦後の登記簿再製時には移民先に在住しており，土地所有を申し出る機会を失っていた場合，彼らは帰国したおり（多くの事案が沖縄海洋博覧会開催時以降に発生している），もしくは相続が発生して初めて，登記簿に載っていない事実を知ることになる．土地登記の混乱がさらに戸籍とも関連する例が，軍用地跡地の整理に際して発生している．公共用地補償機構が地権者の捜索をした結果，土地の書類が存在せず，関係当事者の言い分が異なるケース，名義人以外のものが，親の時代に買ったはずと主張するケースなど，土地紛争が解決していない事例が出てきている．当時は部落有の土地であったが「字」では登記できなかったので，部落役員の連名で登記していたところ，現在部落（財産区）として登記する目的で全員の戸籍等手続き書類を集めてはいるが，その手続きが困難で，部落としても困っているというケースなどが現れている．

ここに戸籍の具体的事例として移民者の問題がクローズアップされる背景がある．沖縄県における移民研究の蓄積は大きく，先行する調査研究のうち県史をはじめ，県内各市町村の歴史編纂事業の中で，移民編が独立して編纂され，各市史，町村史ごとに当該自治体出身者の移民記録等が掲載されているが，いずれの史書も移民者と戸籍との関係には注目してはおらず，戸籍のみならず個人の権利義務の確証を直接扱った先行研究は，ほとんど存在しない．

戸籍も土地登記も登記関係者の私益にかかわるものであることが調査の最大の障壁である．しかしその他にも沖縄特有の理由として，沖縄県の地理，人口，親族結合の独自性から来る要因も研究対象とし難い理由となっているのではないかと推測できる．

以上のことから，著者は平成2001年度からに引き続き，平成2005年度から文部科学省科学研究費基盤研究（A）「沖縄近代法の形成と展開—沖縄における特殊性と普遍性」（研究代表者，沖縄大学教授田里修）を得て，統治下の法体制のもとでの公簿焼失と戸籍，土地登記簿再製に焦点を当て，さらに日本と米国の狭間にあることが，法的身分に直接に関連する立場に置かれた沖縄県民の特殊な状況を，移民に関する先行研究を手がかりにしつつ明らかにすることを目的とする調査研究を続けてきた．

本稿はその第一編として，一連の調査研究の前提となる，統治下の法体制と戸籍整備の状況のうち，沖縄での新法施行の前までの状況を扱うものである．紙幅の都合上，新法施行以降の戸籍の取扱，統治下での国籍の扱い，現在出現

している焼失をまぬがれた戸籍と再製戸籍の比較等の論考は，次の機会を期すこととする．

なお本稿での年代表記については，原則として日本（本土）の法および法令，先例等は和暦にて，琉球（沖縄）については慣行に従い西暦を以って記述した．日本では法令及び先例判例表記に際して西暦が用いられることがなかったが，他方沖縄では米軍統治から本土復帰までの行政区分や法令等の表記が西暦によっていたことから，年号が持つ時代性表出の機能を重視したものである（なお立法名については漢数字を用いた）．

第一章　戸籍の焼失と再製作業

㈠ 10・10空襲と地上戦による戸籍・登記簿の焼失および戸籍再製作業の開始

1944年10月10日，那覇市は米軍の大空襲を受け，那覇市保管の戸籍簿・土地登記簿の多くは焼失した．その後翌45年4月以降の地上戦で，一般的には宮古・八重山群島以外の沖縄のほぼ全土が壊滅状態となったとされている．少なくとも裁判所庁舎が保管する戸籍副本は，焼失か否かは不明であるが，著者が現地で聞き取りをした限りでは現存してはいないとのことである．ただし実際には戦前の戸籍がそのまま残っている実例も多く，離島以外でも滅失をまぬがれ，保管している市町村があることも記録されている[1]．しかしこれも公式には，すべて焼失したものと扱うことになり，滅失告示(1954年3月9日行政主席告示第四六号)がなされて，戦後の再製作業が開始した．

1946年9月19日，沖縄民政府の「臨時戸籍事務取扱要綱」（沖縄総務部長通牒）により，臨時戸籍の作成が決定した．臨時戸籍の名称ではあるが，実態は米軍からの物資の配給を受ける際の台帳が必要なことから出発したもので，住民票もしくは現住者名簿に類するものであり，身分登録の体を成すものではなかったと説明されている．その実情については，本土復帰を控えた時期に，我妻栄博士を中心として，国際法，国際私法，民法等の研究者と，当時沖縄法務局にいて沖縄法制に最も通じた久貝良順氏（元琉球政府法務局長等），本省から沖縄視察に出向いた当時の民事局参事官とで行った「沖縄の法制および戸籍・土地問題等の変遷」と題する研究会で，主として久貝氏が話した当時の状況説明に如実にあらわれている[2]．それによれば臨時戸籍は住民の応急的把握が目的であり，現に居住している人数分しか載せられないことから，たとえば戦時中の混乱がまだ引き続いている中で配偶者がたまたま他の市町村の親元にいても，同じ戸籍には載らない例もあったとのことである．

その後配給の要にあわせ，順次訂正され，居住者が増えれば書き加えられ，徐々にしかるべき家族は同一の戸籍に載る体裁になっていったとされている．ちなみにポツダム宣言以来の戦局の変化に伴い，戦闘から米軍の駐留へと移行した当初，住民の多くは収容キャンプで起居していたが，その間にも離散家族，分散家族，居住者の調査などは，戦前からの戸籍係が担っていた状況が，住民の代表で構成された沖縄諮詢会記録に残っている[3]．臨時戸籍にいたる調査も戸籍係が担当し，その陣頭指揮を執っていたのが前出久貝氏である．久貝氏は当時現場を直接見る立場にあり，臨時戸籍が当事者の申請によることから，ついでに名前を変更する例なども散見したということを，前記座談会の席上で「おもしろいことには，名前もだいぶハイカラなものに変えた人がある，それから本妻は臨時戸籍に載らないで二号さんが載り，本妻はまだどこかで生きているというふうな例がたくさん出てきました」とも述べている．

現在沖縄県で聞取り調査を行っても，沖縄特有の屋号や間切りの名を戸籍上の姓とする例等も見聞する．著者が那覇市で行った聞き取り調査でも，65歳の男性は，次のような話をした（平成17年3月著者による聞取り）．「近隣に住む親戚の叔母の名前が，臨時戸籍以来「カメ」から「ヨシコ」になった，字は知らないがヨシ

コにしたといっていた．きっと叔母は前から変えたかったのを，この機会と思って名前を変えて載せたのだろう」と．あるいは先祖代々沖縄在住としながらも姓が沖縄には珍しいものである場合に事情を訊くと，多くは戦後の混乱期に変えたとの話しが返ってくる．

このような当時の県民の意識や現実を見る限り，臨時戸籍は申請者の任意で如何様にも記載されたかの感もあり，したがってその後の本格的戸籍整備に際しては，臨時戸籍が前資料としての価値を果たしうるか疑念を持たざるを得ないところではある．しかし臨時戸籍の根拠法令である「臨時戸籍事務取扱要綱」は，前述のような，申請者の身分事項変更手続きがあり得ることを勘案して，数度の通達を発して，正確性確保のため，周到な規定をおいている．

(二)　臨時戸籍の規定上の体裁

臨時戸籍取扱要綱は1946年9月19日に沖縄総務部長通牒として，各市町村長宛に発せられたものである．前述のように配給台帳としての必要性から発したものではあったが，あくまでも戸籍としての編成を試みている．要綱の内容は基本的に大正3年の旧戸籍法と同じ文言が使用され，当事の沖縄の特殊事情ないしは配給台帳たる特性とみられるものは，世帯簿と養護院入居者名簿が戸籍簿と同列に記載されている点である．

取扱要綱第二条には，本戸籍が原則として一戸ごとに編成されるとある．この点は旧戸籍法九条の「戸籍ハ市町村ノ区域内ニ本籍ヲ定メタル者ニ付戸主ヲ本トシテ一戸毎ニ之ヲ編製ス」との規定と類似するが，臨時戸籍の場合は現住者のみを記載し，戸主が現住しない場合には，例外として世帯主を中心に世帯ごとに編成する世帯表を作ることを規定している（取扱要綱第二条「戸籍ハ市町村ノ区域内ニ現住スル者ニ付戸主ヲ本トシテ一戸毎ニ之ヲ編製ス但シ戸主現住セザル者ニ付テハ世帯主ヲ本トシテ一世帯毎ニ世帯表ヲ編製ス」）．

したがって臨時戸籍には戸籍簿と世帯簿が正式に存在し，その他に養護院に入院している者については養護院入院者名簿を作製させ，さらに家督相続その他の事由により戸籍簿の全部を抹消したときは戸籍簿より除いて別に綴り，これを除籍簿とした．この戸籍簿，世帯簿，養護院入院者名簿，除籍簿の4種につき，すべてを市町村役場に保存し（取扱要綱五および六条），謄・抄本の交付を受付（同七条），事変の場合以外は役場からの持ち出しを禁じて，厳重管理を規定した（同八条）．世帯簿，養護院入院者名簿以外に関する五ないし八条の文言については，旧戸籍法一四条一項ないし三項と同一である．

世帯簿が配給の必要性に出でたものであるとして，養護院入院者名簿を別途に作製した所以について，理由を記した記録の類を見出すことはできないが，沖縄戦での傷病者で入院治療を受けている者が多数にのぼったことによると思われる．

戸籍に記載すべき事項は同要綱一五条に，以下のように規定した．

一．戸主前戸主及家族ノ氏名．　二．戸主ノ本籍．　三．戸主並ニ家族ノ出生ノ年月日．四．戸主又ハ家族ト為リタル原因及年月日．五．戸主並ニ家族ノ実父母ノ氏名及戸主並ニ家族ト実父母ノ続柄．　六．戸主並ニ家族カ養子ナルトキハ其ノ養親並ニ実父母ノ氏名及養子ト養親並ニ実父母トノ続柄．　七．戸主ト前戸主及家族トノ続柄．　八．家族ノ配偶者又ハ家族ヲ戸主ト親族関係ヲ有スル者ニ付テハ其ノ家族トノ続柄．　九．他家ヨリ入リテ戸主又ハ家族ト為リタル者其ノ原籍（現住所）原籍ノ戸主ノ氏名及ヒ其ノ戸主ト戸主又ハ家族ト為リタル者トノ続柄．　十．其ノ他戸主又ハ家族ノ身分ニ関スル事項．

以上の記載方式は，旧戸籍法一八条に，戸籍に記載すべき主たる事項として規定された文言と同じである．

㈢ 臨時戸籍の限界——改姓・改名事例多発

臨時戸籍事務取扱要綱が出されて半年後，各市町村長に宛て，沖縄総務部長の名で「戸籍事務取扱に関する件通牒」が達せられた（1947年3月5日）．その趣旨は，「事務取扱上の疑義が少なからずあるだろうから，その問題点を以下に記す，留意の上，万時遺漏なく処理するように」とのことである．内容は調査の徹底と遺漏，重複への厳重留意を喚起することの他，個別問題として列記されたものは，出稼ぎ先，疎開先で沖縄人の妻となり，子となった者の入籍の件，進駐軍人と沖縄人女性との間の子は私生子として登載すべきこと，および改姓，改名の取り扱いの件である．

特に改姓，改名については，留意事項として列記する理由も付して周知方，喚起している．改姓については，戦前は太政官布告により，祖先の姓に復する復姓のみ内務大臣の許可を受けて処理していたものであるが，「事務ノ煩雑ヲ避クル為」，「終戦後改姓セルモノハ其ノ儘之ヲ認メ戸籍簿，世帯簿ノ一応ノ整備完了後ハ知事ノ許可ヲ受クルコト」とした（同日通牒二の(へ)）．

改姓願の際に添付する書類は，a．祖先からの系図，又は祖先の位牌によって写真で証明できるもの，又は祖先の納骨壺によって写真で証明できるもの（位牌，納骨壺の写真添付の場合は祖先系統の略図もそえる）．b．これが無い場合は他に確実と認められる証拠書類（ただし親族門中の決議書のみではいけない．この場合の証拠書類とはたとえば終戦後新しい姓に変更したもので戦前の姓に復しようとするのであれば，戦前の戸籍謄･抄本または生命保険証書のごときもの）．c．戸籍謄本．との趣旨が記載されている（一部省略）．

改名については「戦前市ニ在リテハ市長ノ町村ニ在リテハ総務部長ノ許可ニ依リ処理セラレタルモ町村ヨリノ改名願ガ一日平均七通以上ヲ算シ事務上相当ノ煩雑ヲ極メタルニ依ル」として（同日通牒二の（ト）），別紙『改名ニ関スル事務取扱要綱』を添えて提示している．それによれば改名を申出る願書に記載すべき事項は，本籍，住所，姓名，職業，年齢，改称しようとする名，改名の理由であり，かつ改名しようとする者が妻である場合は夫の承諾書，未成年者の場合は戸主の承諾書を義務付けている．

改名願書を受け取った市町村長に対しては，当該願書を受理した場合，内容を審査し，願出の理由が同一市町村内に同姓同名者がいる場合と，名が沖縄の童名であって社交上不便な場合に限り，一回限りでこれを認め，直ちに戸籍簿を訂正すべし，とするものである．

以上の通達に現れた指示事項が，本籍等個人を特定する証明書類がすべて焼失した状況で，指示通りに運用するには無理があったことが，臨時戸籍の最大の問題であった．

その後改姓については1951年（昭和26年）3月7日の改姓許可願の取り扱いについての通牒（沖縄総務部長通牒沖総第一三七号）により，以後復姓のみが認められることとなった．改名についても翌1952年（昭和27年）8月27日，改名願の処理に関する委任規則第一一号により，改名願の事務処理を市町村に委任することになった．

㈣ 戸籍整備法の制定

1. 戸籍法に基づく再製をなしえない沖縄特殊事情

戸籍の再製は沖縄に限って発生したことではない．東京や名古屋など，空襲による被害を受けた都市は多数にのぼる．特に東京では，大正12年の関東大震災と昭和20年3月の空襲により大きな被害を受けている．戦災では15万8000有余の戸籍，2200以上の除籍，2300冊以上の除籍簿が滅失したとの東京司法事務局の発表はあるものの，実数はこれをはるかに超えるであろうとの見解も提示されているが[4]，戸籍の再製自体は戸籍法一五条（大正3年法）に規定のあるところであり[5]，沖縄以外の諸都市では戸籍法・施行規則および司法省の通達等によ

り処理されている[6]．

ちなみに本土では戦災等の被害に対処するため，昭和20年（1945年）5月司法省民事局長通牒が出されている（昭和20年5月22日民事特甲第八八号民事局長通牒）[7]．その大意は，①戸籍簿が戦争災害で滅失し再製困難な場合は，戸籍法施行細則33条の手続により，同時に滅失事由を記載して管轄地裁所長及び司法省に申報すること，②この場合管轄地裁所長は当分の間再製を留保し，仮戸籍を作らせることができる，③仮戸籍は当事者等の申出を受け戸籍謄抄本などに基づいて市町村長が作るものであるが，関係人の申出があり，証明書などの添付があって，正確と認められる場合はその申出書を仮戸籍と認めてもよい，④本籍地以外の所在地で申出がなされた場合は，調査の上本人の本籍地に送付すべきこと，⑤仮戸籍の調整・保管等は戸籍簿に準ずること，⑥仮戸籍の錯誤・遺漏の訂正は市町村長においてなしうるが，身分に変更をきたすものは監督区裁判所の指示を受けること，⑦滅失後受理した届出，申請，報告は仮戸籍に記載し，その書類は戸籍法三六条に準じて処理してもよい，⑧仮戸籍の謄抄本は交付すべきものではない．ただし記載事項についての一般行政証明はしてもよい，⑨再製可能となったときはその方法を添えて具申すること，というものである．

本司法省通牒が発せられたのは昭和20年5月であり，ニミッツ布告により効力を保持すると定められたのは同年4月1日の現行法規であることから，同通牒は形式的には沖縄には適用のないものである．ただし後述するように戸籍整備法の施行手続には，本通牒の仮戸籍の方式が採られていることをみると，戸籍整備に関わった関係者がニミッツ布告以降も本土の法令通達等に関心を持っていたことが伺われる．

結局沖縄では日本の戸籍法によらずに，独自の戸籍整備法を立法し，再製作業を進めることとなったのではあるが，当時の現行法である戸籍法（大正三年法）に基づく再製作業も検討された節がある．しかし戸籍法に言う戸籍の再製とは滅失前の状態に復元することであり，当事の沖縄の状況では，他に証明書の類も焼失し，身分事項をそのまま再生し完全に記載することは不可能なことであり，かつ戸籍法上の再製であれば即座に再製事務を開始しなければならないところ，これも沖縄の現状では無理なことであり，現実問題として戸籍法による再製はなしえないものと判断された由，前述久貝氏が談話中明らかにしている．

このように沖縄での戦後の戸籍の焼失，再製に至る実際の経緯を明らかにする資料は，前述ジュリスト誌上での同氏の談話，後述するラジオを通しての広報，さらには沖縄大学で開催された講演会（講演記録「戦後沖縄における法体系の整備―登記簿・戸籍簿を含めて―」）等，いずれにしても久貝氏の回顧記録に依るところが大きい．特に沖縄立法である戸籍整備法によって戸籍を作ることに対し，当初日本政府が日本の法律によらない戸籍は日本の戸籍ではないとの見解を見せていたらしきことが同氏の談話にあり，このことが後に沖縄人の戸籍を福岡で扱う「福岡戸籍」の処理へと発展することから，ここに同氏の上記沖縄大学での講演会の発言内容（抜粋）を引用する；

『……私は宮古群島政府の法務部長から1952年の1月3日に当時琉球臨時中央政府の民事課長として，琉球政府法務局入りをいたしまして，……1952年3月21日に美里村役場に中部地区の1市12村の総務課長を集めまして，戸籍整備をどうするかを協議し，戸籍の実状を調査しながら，戸籍整備の準備に取り掛かったわけであります．そうこうしているうちに中部地区では戸籍事務研究会というようなものを作って，……戸籍整備に向けての準備をすすめたわけであります．そうこうするうちに1953年2月21日から私は法務省に出張いたしまして，約43日間いろんな法務行政の調査をいたしました．法務省，総理府，内閣法制局，その他あらゆる関連する省庁において調査を行いました．そし

て琉球の実状を訴えて，戸籍整備の準備をしたわけでございます．ところで日本政府におきましては，法務省が琉球の戸籍を作っている．沖縄の市町村は日本の市町村ではない．アメリカの占領下の市町村であって，戸籍法でいう市町村ではないから，琉球の市町村長の作った戸籍は法律上認められないということで，戸籍整備法を作ることに難渋しました．日本政府の立場はそうだろうけれども，琉球政府としては作らざるを得ない実情にありますということで，法務省の反対を押し切って，戸籍整備法の作成に着手したわけであります．私は1953年5月28日に戸籍整備法の法令案の起草者になりまして，戸籍整備法起草に取り掛かったわけであります．……戸籍整備法立法案を作っている段階で……中部戸籍事務協議会において，私から言えば劇的なことが起こったわけです．当時沖縄県というようなことを使うということはタブーになっていました．沖縄は日本の一部であるということを言いながらも，まだまだ法律においては認められていませんために，戸籍の本籍欄に沖縄県を書かなければいけないということで，戸籍整備の第一の難問にぶつかったわけです．そこで私は，いや，いろいろ考えられるでしょうけれども，ゆくゆくはわれわれは日本に復帰するだろう，そういう場合に沖縄県と表示することによって，われわれの戸籍が実質的に，今から復帰に備える準備になるのだ，ということで，沖縄県というのを戸籍の本籍欄に書くとしたのですが，この席上で戸籍事務関係者の各市町村の総務課長なんかは万雷の拍手をしたわけです．沖縄県と書くことによって，ユースカーとの調整の段階で沖縄県と書いてあるからダメだ，沖縄県じゃないよと言われれば，戸籍整備法それ自体が没になる，拒否される，場合によっては無効になる．そういう可能性があった……．今後はアメリカが戸籍整備法は沖縄県と表示することにしているからけしからといってこない限り大丈夫なんですね．しかしアメリカといえどもアメリカ本国に報告するので，法律を無効にするということは，よっぽどのことがない限りできませんから，われわれとしては大丈夫だというようなことで，それから本格的な戸籍整備が始まったわけであります．……また琉球政府の立法は高等弁務官の承認を必要としたのであるが，当時日本式戸籍の再製については，強い抵抗がありました．米国が公式に琉球列島を日本本土の一部と認め，琉球住民を日本国民であると認められたのは1962年（昭和37年）3月19日のケネディー大統領声明を初めとするものであり，それ以前は琉球住民が日本国民であったことについては難色を示していたのであります．したがって本籍の表示を沖縄県とすることについて，私たち戸籍整備立案者は異常なまでに神経を使ったのである．琉球の戸籍整備はこのような困難を克服してなされたものであります[8]．』

2. 戸籍整備法の必要性

1953年11月16日戸籍整備法が制定（立法院における可決，民政府長官の承認，行政主席の署名），同日公布され（立法第八六号），再製手続きが開始することになった．そもそも戸籍再製の実質的必要性は，前述のように臨時戸籍では身分の確認が十分ではなく，県民には身分関係の確認を要する事態が生じ，他方行政（琉球政府）もまた，行政上の基礎資料の作成を不可欠急務の事項としていたことであった．この点を示す状況として，昭和28年（1953年）11月16日新聞各紙に戸籍整備法公布に際して比嘉秀平行政主席の談話記事が掲載された．その中で同氏は『……1946年臨時戸籍事務取扱要綱に基づく臨時戸籍を編製し，応急的に住民の身分を公証せしめてきたのでありますが，これには色々な不備があり，是非戸籍法に基づいて戸籍の編製をなし，戸籍をその本然の姿に復せしめ以って，我々の身分の公証に遺憾のないようにしたいということを痛切に感じていたのでありますが，……終戦以来8ヵ年の間我々の身分には間断なく種々の変化が生じているので，滅失した戸籍を再製するとともに，その後の身

分関係を記載して整備の完璧を期し得るように手続きを定めたのが，今回公布される戸籍整備法であります.』と述べている[9].

市町村の現場の事情を示す資料としては，昭和28年7月20日に琉球政府法務局長（嘉陽安春氏）に宛て，沖縄市町村議会議長会の会長から出された請願書があり，以下のように記載されている.『現在の市町村戸籍事務は1946年9月19日付沖縄第四三〇号総務部長通牒「臨時戸籍取扱要綱」により，臨時戸籍を作成し，これにより取扱いしておりますが正式の戸籍謄本，抄本の発行ができず，遺家族援護事務の遂行や戸籍に関する諸届の受理及び身分関係の証明書の交付等に不利不便少なからず，支障が多々ありますから至急戸籍法の立法公布方御高配下されたく，沖縄市町村議会議長会の決議により請願致します.』[10].

戸籍届出と謄抄本発行事務の他，前記請願中にもあるように「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が沖縄にも適用されることになり，同様に恩給法の適用も開始されたことから，受給手続きのために戸籍謄本の添付が不可欠となったことが重なっていたことも背景にあった．特に援護法の受給が同法の立法への推進力となったことを窺わせる事情が，法案完成後の昭和28年9月23日に，当時法務局民事課長として法案作成の中心にいた久貝良順氏が『沖縄の戸籍の現況と戸籍整備に対する県民の協力について』と題して行ったラジオ放送の中で訴えた話に表れている．同氏は県民に，法的身分関係とはどのようなことか，その身分関係にともなって発生する権利義務関係があること，そしてその関係を証明する手段が戸籍であるが，臨時戸籍では不備が多く証明にならないので，戸籍を作り直す必要があることを，マイクを通じて訴えている．那覇市の市史記録『那覇市の戸籍“戦災からのあゆみ”』に依って，以下演説内容を一部抜粋すると，

『我々は誰でも特定の人との間に，親子とか夫婦とか，一定の親族関係にたっております．…（中略）…たとえば民法によれば，満20歳に達しない子は父母の親権に属し，親権者は子の監護及び教育をする権利義務を有することになっております．またある人が死亡すれば，その遺産については，死亡者の子等が相続人としてその権利義務を承継することになっております．さらに戦傷病者戦没者遺族等援護法によれば，一定の要件に該当する軍人，軍属の死亡当時の配偶者，子，父，母，孫，祖父及び祖母等は，遺族年金が与えられることになっております．…（中略）…相続権者や遺族年金請求者が誰であるかを明らかにするためには，死亡した人や，傷ついた人の妻や子が誰であるかが明らかにされなければなりません．…（中略）…そこで，この必要に応じて人の身分関係を登録して，これを公証する制度として設けられたのが戸籍制度であります．…（中略）…戸籍は戸主を中心として家族各人の身分に関する事項，例えば出生，婚姻，相続等の身分に関する事項を逐一記載しまして社会における我々の身分を公証する唯一の証書となっております．

こういうような各々各人にとって重要な証書である戸籍が不幸にして今次大戦において沖縄群島では全部消失してしまい，従って身分を公証するもの何一つなく，沖縄群島の住民の身分関係はまったく混迷の中に入ってしまいました．…（中略）…1947年に「臨時戸籍取扱要綱」に基づき臨時戸籍を編製し，応急的に住民の身分を公証せしめてきました．しかして戸籍事務は，今まで裁判所の監督事務になっておりましたが，1952年琉球政府発足と共に，この監督事務は法務局の所管となったのであります．ところで，臨時戸籍取扱要綱に基づいて編製してある臨時戸籍には，色々不備な点があり，すべての人が不便と不自由を感じておりましたので，この際，基本的な戸籍法に基づいて厳正精密な戸籍を作りたいと思いまして，法務局として戸籍整備法を起案致しまして，局長会議の審査や，民政府の同意を経て立法院に立法要請してあります．まだ可決にはなっておりませんの

で，その内容を逐一ふれることは控えまして，案の大綱だけを申し上げて近く皆様の各一人一人に直接つながってくることでありますので，協力方をお願いいたしたいと思います．(略)』[11]

このあと同氏の演説は，戸籍編製の対象となる人，編製の方法，申出のない場合や遺漏ある場合等の処置，調査委員会の作業と異議申立ての方法，完成までの調査手続き等の実質的内容に入り，次いで戸籍整備費として計上された予算が調査委員の日当や戸籍事務担当吏員の負担分，戸籍用紙や申告書書類経費に使用されることなどにおよび，最後に戸籍事務担当者の能力向上を図ることと，県民の協力が重要であるとして，話を結んでいる．その内容は戸籍整備作業の性格を知る上で不可欠の事項をふくむもので，整備戸籍に関する重要な法的課題にも言及している．以下項目を立てて問題を確認していく．

第二章　戸籍整備作業から発生する諸問題

㈠ 登載対象者――「沖縄に本籍を有する者」の意義

臨時戸籍が住民台帳の機能を持たせる必要性から，現住者を記載する方式であったことと異なり，整備法による戸籍の登載対象者は，滅失の当時琉球に本籍を有していた者（すなわち琉球にあった戸籍に在籍していたもの）すべてであり，現住地の如何は問われていない．たとえ外国に居住していても新戸籍編製の対象となった．したがって現住地が移民先である場合等には，米国民政府を通じて，各国の大使館，領事館に連絡し，申請手続きを奨励することとなった．

「琉球に本籍を有する者」の解釈については，沖縄の戸籍に載っている者を意味し，すなわちそれは琉球住民であるとされている．戸籍整備法の前年に公布された琉球政府章典[12]が，第三条に「琉球住民とは琉球の戸籍簿にその出生及び氏名の記載されている自然人をいう」と規定する文言との整合性を明示したものと考えられる．同第三条は続いて，琉球に戸籍を移すこと，すなわち転籍に言及し，「琉球に戸籍を移すためには民政副長官の許可を要し，かつ日本国以外の国籍を有する者または無国籍のものは，法令の規定による場合のほかは，琉球の戸籍簿に記載することができない」と規定する．さらに昭和29年に出された米国民政府指令によれば琉球列島に転籍する場合には，「転籍申請書」に副長官の永住許可書および日本にある本籍地の市町村長の発給する戸籍謄本を添付して琉球政府法務局経由で副長官に提出しなければならないことが規定されている（1954年7月23日琉球列島米国民政府指令第六号，二条ないし五条）[13]．

いずれも琉球に居住する必要性には触れられていない．ちなみに転籍の指令と同年の昭和29年に公布された琉球列島出入管理令（米国民政府布令第一二五号1954年2月11日公布，同2月15日施行）は，琉球居住者以外の者の琉球列島への入域について規定したものであるが，そこで称する琉球居住者の定義については，琉球列島に本籍を有し，かつ琉球に現在居住している者であると規定している（同布令3条）．居住する者をあえて琉球居住者と称することからも，琉球住民とは琉球に本籍を持つことが要件であり，居住の地を問わないものとしていることが読み取れる．

ただし「琉球住民」概念が居住地の如何を問わず，本籍のみを要件とすることが普遍的にあらゆる分野で合意形成されているわけではない例として，琉球住民の渡航について規定した1955年の米国民政府布令一四七号（1955年8月3日公布）の存在を指摘する必要があろう．同布令二条には「琉球住民とは琉球列島に本籍を有し，かつ現在琉球列島に居住している者をいう」とあり，第六条には「日本へ旅行しようとする琉球住民は，琉球政府部に対し，左の各号に掲げるべき書類を提出して，日本旅行証明書の発給を申請しなければならない」とある．

かように普遍的概念ではないとしても，戸籍

整備法のいう琉球住民が本籍の有無により決定させられるのは，「住民」という語の一般的用例からすると違和感がある．住民という以上，住所がその地にあることをいうと解するのが通常であることから，前出の『沖縄の法制・戸籍・土地』座談会でも，琉球住民とは沖縄に住所を有していることが必要となるかの疑義が国際私法学の立場から提起された．戸籍整備法の立案に当たった前出久貝氏はこの質問に応えて，以下のように説明している．発言要旨を要約すると，沖縄では『日本国』に匹敵することばがないので，法令上も琉球政府という言葉を使ったが，日本国民の『国民』に匹敵する言葉も，沖縄の場合適当な用語がなく，結局従来からも使用されていた『琉球住民』をこれに当てたので，本籍があれば琉球に住んでいなくとも琉球住民である，との見解である[14]．

この久貝氏発言内容中，「琉球住民」の用語を従来から使用していたとの箇所については，他に「沖縄人」とする使用例も公文書に存在する．1947年に沖縄県総務部長から各市町村長に向けて出された「戸籍事務取扱に関する件」とする通牒には，「戦争中又ハ終戦後出稼ギ先又ハ疎開先ニ於イテ沖縄人ノ妻トナリタル日本人又ハ其ノ他ノ外国人及其両人間二出生シタル子供等ニシテ戸籍上ノ手続未済ノ者相当アルモノト思料セラルルモ此際此等ヲモ併而入籍シ差支ナキモノトス」と記載されている（下線は筆者挿入）．

また一般人の使用例としてむしろ「オキナワ人」の名称が一般的であるとの資料もあるが[15]，前述久貝氏発言の趣旨は，公的使用例として1952年の琉球政府の設立および琉球政府章典が明確に「琉球住民」との用語を使用していることを指していると思われる．1945年のニミッツ布告以来の一連の布告，布令の類の中で，昭和27年の『琉球政府の設立』[16]と題する布告は「琉球住民に告げる」の文言で始まり，その第三条には「琉球政府の立法権は琉球住民の選挙した立法院に属する（以下略）」と規定されている．しかも前述のように同年同日施行の琉球政府章典の第三条に，琉球住民の要件として琉球の戸籍簿に記載されていることが掲げられていることから，同布告により琉球住民であることが選挙権の条件である旨規定されていることにもなる．

(二) 再製手続

手続きの概要は，本人もしくは親族等が，部落ごとに設定した戸籍整備員に申告書を提出（郵送）し，戸籍整備員はこれを市町村長に報告する．各市町村では戸籍調査委員会を設け，ここで審査のうえ仮戸籍を作成し，一定期間公開して異議申立をさせ，異議無い場合法務局長に申報し，法務局でこれを精査した上で，相当信用できると認めた場合に，行政主席の名で戸籍と認定するものである．

前述した1953年9月23日の，整備法公布直前の久貝良順氏のラジオ演説では手続きに関して，住民の主体的行動が戸籍再製に必須であることを次のように訴えている．『……これは役場が自ら皆様の戸籍を編製してあげるのではありません．先ず皆様は自分の本籍地の市町村長に戸籍編製の申出を致します．その申出によって戸籍の整備は始まります．もしあなた方から申出がなければ，あなた方の戸籍はいつまでたっても編製されません．……戦争のため全滅した家や，家族のうち子供一人残されていて，その子供がまだ幼くて戸籍編製の申出をする能力の無い場合には…それらの親族の最も近いものが申出をする義務を負わされており，沖縄に一人でも無籍者のないようにとの目標を立てております．[17]』と．

さらに本人や関係者の申出だけでは不確実になりかねないから戸籍調査員を導入した点については，『……各市町村に戸籍調査員を置き，皆様の申出書は一応この戸籍調査委員会の調査を経ることになっております．……戸籍調査委員会の調査を経て戸籍記載しても，それをそのまま真正なものとしないで，一定期間関係人に

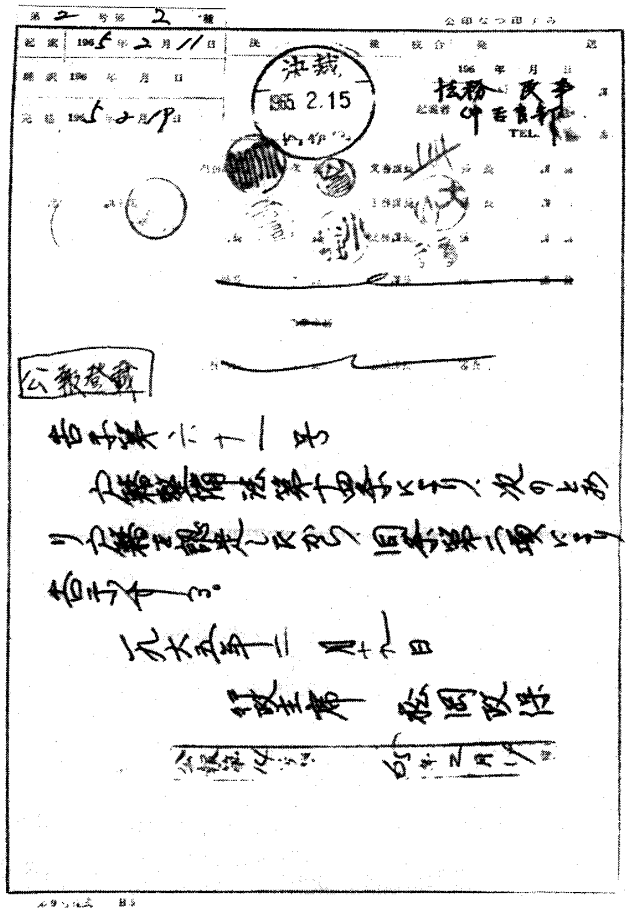


写真1 行政主席名による戸籍認定書(本人名記載部分伏字)

公開して,異議の申立をさせ,申出が正当な場合は,訂正をなすことになっています.……このようにして皆様の実質的身分と戸籍の記載が一致するように色々適当な処置がとられた後にこれは大丈夫ということになって,行政主席の調査を受けるようになっております[18].』と説明している.

つまり戸籍整備法は住民に対し滅失した戸籍・除籍の申告の義務(第六条「第二条第三項の規定により告示する日までに,第三条の市町村長に対し,滅失に係る戸籍又は除籍に関し届出,訂正申請,報告又は請求をなした者は,その事項を申告しなければならない.」)を,市町村長に申報,具申,告示の義務(第二条「戸籍簿の全部又は一部が滅失した市町村の長は,その事由,年月日,帳簿の名称,冊数その他必要な事項を記載し,この立法施行の日から一月以内に,法務局長に申報しなければならない」)を,また本籍以外の者の戸籍簿・除籍簿を保管している市町村長に写送付の義務(第四条「市町村長の保管している戸籍簿及び除籍簿中,前条の市町村に本籍を有していた者があるときは,その者に関する写を当該市町村に送付しなければならない.」)を課しており,これが法律である戸籍整備法の機能の活用であり,残存資料のない沖縄だからこそ戸籍整備法を立法化しなければならなかった最大の理由であったことが推測しうる.先に引用した沖縄大学での講演で,久貝氏は『旧戸籍法に基づく戸籍再製は法務大臣の訓令によって行われるということになっているのに対して,……戸籍整備法(による手続き―筆者追加)は戸籍の再製手続きは戸籍整備法

という法律という立法の中に規定され，法の形式において基本的に相違があります．……法務大臣の命によってという場合と，法律によってという場合は違うわけです．どこが違うかというと，法律というものの中には住民に権利義務を課する規定ができるわけです．しかしながら，規則や省令とかはできない．戸籍整備法というものの違いは，そこに大きな点があるわけです[19]．』と述べて，立法によったからこそ再製作業が可能となったことを強調した．

市町村からの申報書類の手書きの原本が現在沖縄県立沖縄公文書に保存されている．個人名が特定される箇所（伏字）を除いた部分のみ複写が可能であることから，完全な書式の実例とは言い難いが，ここに掲載する（前頁写真1）．

第三章　沖縄統治体制の変遷と戸籍の関係

㈠　米軍の統治と本土法の効力

1945年四月，米軍は沖縄本島に上陸し，読谷村字比謝に米国海軍軍政府を設立した．軍政府長官ニミッツ（C. W. Nimitz）海軍元帥は米国海軍軍政府布告第一号（いわゆるニミッツ布告）を公布した．ニミッツ布告によれば日本の統治権，すなわち日本政府のすべての行政権と司法権は停止され，例外的に米国軍政府の職権行使に支障のない限りにおいて日本の現行法規の施行は持続することになった[20]．その後日本がポツダム宣言を受諾したことにより，琉球列島は連合国の決定を待つ日本領土となり，日本政府の統治権の及ばない領域となった．

ニミッツ布告の第四項には「本官ノ職権行使上其必要ヲ生ゼザル限リ居住民ノ風習並ニ財産権ヲ尊重シ，現行法規ノ施行ヲ持続ス」とあることから，特別の必要がない限り占領当時の現行法が，たとえその後本土[21]で法改正があっても，沖縄では改正前の法律が効力を持続することになった．

本土では民法が改正され，これに基づき同時に戸籍法も改正され，ともに昭和23年1月1日より施行されているが，ニミッツ布告により，1945年7月1日現在の日本法の効力持続が宣言されている状況では，本土の新民法，新戸籍法は沖縄には適用がないものであった．したがって戸籍整備法立法時の戸籍現行法は大正3年の旧戸籍法であった．

ところで戸籍整備法は戸籍作成のための作業手続き規定だけではなく，その内容は戸籍の届出を受理することから，記載内容，様式，効果等に及ぶ．したがって戸籍法との抵触が生ずることになる．そこで戸籍法の適用を排除する旨の条文をおく必要があり，戸籍整備法は第一条に「今次大戦によって滅失した戸籍については，戸籍法（大正三年法律第二六号）第一五条の規定にかかわらず，この立法の定めるところによる．」と規定した．

ついで法制度上の理由として，民法改正との関係があった．沖縄での新民法・戸籍法の施行は，本土から9年遅れて，1957年1月1日からである．したがって本土で均分相続を規定した新民法が施行された後にも沖縄では家督相続が行われていたことになる．しかしこの間の本土新民法との齟齬については，一般に言われるほど，家督相続の記載の効力が取りざたされた記録はない．問題はむしろ日本政府が沖縄での戸籍の効力を認めるかであり，根底に沖縄は異法域か否かの認識問題が存在していた．

㈡　福岡の沖縄戸籍関係事務所設置

再製された沖縄の戸籍に対し日本政府は日本の戸籍としての効力を認めないとする見解を維持していた．戸籍整備法は日本の法律に基づくものではなく，したがって再製された戸籍は沖縄の立法（立法八六号）によるもので，日本の戸籍ではない，というのがその根拠であった．さらに沖縄はアメリカの行政権の元にあることから，日本政府としては，沖縄の市町村長は戸籍法一条にいう戸籍事務管掌者ではないので，沖縄で作った戸籍は日本の戸籍の効力を認められないとの立場をとっていた．そこで沖縄人の戸籍を日本法のもとで管理するため，日本政府

は福岡市に沖縄関係戸籍事務所を置くことにした（昭和23年9月24日民事甲第三一二二号民事局長通達）．当初は米軍統治下の沖縄市町村行政の取扱い機関として設置されたものであったが，現地の米軍統治が進むにつれ沖縄県事務所の存在が微妙な存在となる中で，戸籍事務については内地に在住する沖縄県民の身分関係の公証上，国の機関が取り扱うのが妥当として，昭和23年10月1日より福岡司法事務局（後に福岡法務局）の法務庁事務官（後に法務事務官）が沖縄に本籍のあるものの戸籍事務を取り扱うこととなった[22]．

その際の根拠法令は「沖縄関係事務整理に伴う戸籍，恩給等の特別措置に関する政令」（昭和23年9月30日政令第三〇六号．後に昭和27年1月19日政令第五号により改正）である．同政令の第一条は「戸籍及び寄留事務」として「第一条　北緯29度以南の南西諸島，小笠原諸島，硫黄列島および南鳥島のうち法務省令で定める地域に本籍を有する者の戸籍及び住民登録で，本籍地の市町村長の管掌し，または管理すべきものは，他の法令の規定にかかわらず，法務省令で定める法務局に勤務する法務事務官で法務大臣の指定する者が管掌し，または管理する．…（中略）…第三項　第一項の事務に関しては，市町村長の戸籍及び住民登録事務の処理に関する他の法令の規定は，同項の規定により指定された法務事務官に，市役所または町村役場に関する規定は，前項の支局または出張所に準用する…（以下略）…」とある（小笠原諸島，硫黄列島および南鳥島については昭和26年10月より東京法務局の管轄となる．昭和二六年法務府令第一五〇号）．

再製作業に際して在外公館を通じておこなった，戸籍整備法に基づく申請書類提出の受理も，いったんは福岡の事務所で行われ，その後各市町村に送られた．日本の法制度上は，福岡の事務所で作成される戸籍のみが法的根拠のある戸籍であった（一般に福岡の沖縄関係戸籍事務所で作成した戸籍は福岡戸籍ともいわれている）．ここに当初は沖縄人の戸籍は2種類あるかのようにもみえた．特に沖縄で新民法が施行されるまでは沖縄の市町村が戸籍の届出を受理して本土の市町村に送付しても，正式な戸籍事務管掌者の受理とは認めない場合もあった．

㈢ 沖縄関係戸籍事務所の戸籍実務と日本政府の見解

沖縄戸籍についての対応は，沖縄に在住する本土籍人の戸籍取扱いに関する照会文書から事情を読み取ることができる．昭和29年7月8日付総理府南方連絡事務局長から以下のような照会文があった[23]．

「沖縄における本土籍人の戸籍取扱に関する件（昭和29年7月8日付総南連第四六七号）

奄美群島の復帰後も沖縄には同群島出身者が多数居住し，今後沖縄における本土籍人について，戸籍上種々問題が発生することが予想され，また那覇日本政府南方連絡事務所長より現地における養子縁組の手続きに関し問い合わせもあったので，此の際別紙案を沖縄における本土籍人の戸籍取扱の手続に関する準拠として指導せしめることと致したいが，これについて貴職の御高見を承りたい．なお別紙案は養子縁組の場合を列挙したものであるが，案文の御訂筆並びに実務上の便宜を御勘案のうえ，参考となるべき事項についても御検討のうえ御回示願いたい．

別紙　　戸籍手続要領

一　日本国籍を有する者の戸籍については，戸籍法の施行地域内に居住を有すると否とにかかわらず，原則としてすべて属人的に本土の戸籍法が適用される建前であるから，沖縄に居住する本土籍人相互間の戸籍に関する事項は勿論，本土籍人と沖縄籍人間の戸籍に関する事項もすべて本土に施行されている現行法令の規定によって取り扱うべきである．

二　養子縁組の当事者が共に本土籍人であるときは，（当然新民法所定の要件を具備している必要がある．以下三，四において同じ．）養親と

なる者の本籍地の市町村長に届けさせること．但し沖縄の市町村長は戸籍法上の市町村長ではないが，同法二五条第一項に規定する所在地における届出の趣旨に準じ，沖縄の市町村長が，便宜右届出を受理して養親となる者の本籍地の市町村長あて送付する手続をとる場合は，当事者の所在地の市町村長である沖縄の市町村長を経由して提出せしめても差し支えない．

三　縁組の当事者のうち，養親が本土籍人で養子が沖縄籍人であるときは，養子となる者の戸籍につき福岡法務局内沖縄関係戸籍事務所に戸籍編製の申告書を提出せしめたうえ，養親の本籍地の市町村長に提出させること．この場合戸籍事務所の養子となる者の戸籍簿中より本人は除籍されるので，沖縄の戸籍についても戸籍事務所の除籍手続をとらしめること．前項の但書はこの場合においても同様である．

四　養子縁組の当事者のうち，養親が沖縄籍人養子が本土籍人の場合においては，養親の戸籍について戸籍事務所に戸籍編製の申告書を提出せしめたうえ，同事務所に縁組の届出書を提出せしめること．沖縄の戸籍については戸籍事務所も戸籍謄本により養子の入籍を行なわしめること．

五　日本国籍を有する者（琉球籍人を除く）と外国人の縁組については，その要件はそれぞれ，その当事者の本国法によることになっているので，本土籍人が外国人を養子とする場合には，その効力は日本の法令により規定せられる．この場合の手続は，養子となる者の属する本国の法令によって縁組の要件が具備することの証明書その他本国法により必要な縁組に関する書面を添付せしめて本籍地の市町村長に届出させること．外国人が本土籍人を養子とする場合には，その効力は養親の本国法により規定せられるので，その養親の本国法により縁組が効力を生じたことの証明書を添付して本人の本籍地の市町村長に届出させること．但し当該養子が日本の法令で適法に養子となる要件を具備していない場合には，縁組は効力を発生するものではないので，その要件を具備する書面は当然添付せらるべきものである．」

これに対し，法務省民事局長から以下のような回答が通達された（昭和29年10月11日付民事甲第一六二九号総理府南方連絡事務局長あて民事局長回答）．

「一　貴見のとおり．

二　養親又は養子の本拠地たる本土の市町村長に届け出ることができるのはもちろんである．しかし沖縄における市町村長は，戸籍法第一条にいう戸籍事務管掌者ではないから，右の者は所在地市町村長として戸籍法による届出，申請等を受理し，又はこれを本土の市町村長に送付する権限を有しないが，認知，縁組，協議離縁，婚姻，協議離婚等のように戸籍の届出によって実体法上の効果を生ずべき行為については，その届出が現地の方式に従って沖縄の市町村になされこれが受理された場合には，行為地方による方式に従ってなされた行為と解し，法例第八条第二項又は第一三条第一項但書の規定の趣旨に従って，右現地の市町村長の受理の日に当該行為は有効に成立したものとして取り扱うことができる（下線は筆者挿入）．従ってこの場合は，戸籍法第四一条第二項の規定の趣旨に従い，当事者から養親又は養子の本拠地たる本土市町村長に対して前記沖縄の発行の届出受理に関する証明書を送付したときは，これによって戸籍の記載がなされることになる．

三　縁組の届出に先立ち，沖縄関係事務所に対し養子になるべき者につき仮戸籍調整の申出をさせ，縁組届の受理に伴い同人の仮戸籍に縁組の除籍の記載をする取扱は，貴見の通りであるが，右縁組の届出は，養親の本拠地たる本土市町村又は沖縄関係戸籍事務所長にするのが本則である．なお養子の沖縄に在る戸籍の処理については，目下のところ日本政府の関与すべき限りではない．

四　縁組の届出は，養子地たる本土市町村又は沖縄関係戸籍事務所長にするのが本則である．その他については，三によって了知されたい．

五　養子縁組の当事者の一方が外国人である場

合には，その者が養子となる場合であると，養親となる場合であるとを問わず，その者について本国法による養子縁組の要件が備わっていることが必要であり，従ってこの要件の具備を証する書面を届出人に提出させることができる.」とされ，渉外事案の原則に従い，法例八条の行為地法，および同一三条一項の本国法による，すなわち沖縄は異法地との取扱であった.

また同時に総理府南方連絡事務局長から，同年8月9日に米民政府から出された「琉球列島への転籍」とする指令（注(13)に全文掲載）に関して，戸籍事務取扱をいかにすべきかの照会もあり，これもあわせて回答がなされている.照会文は以下のとおりである；

「『琉球列島への転籍』に関する米民政府指令について（同じく昭和29年7月8日付総南連第四六七号の別紙丙号として）

標記の件に関し，別紙のとおり那覇日本政府南方連絡事務所長より報告があったのでお知らせする．本件については琉球政府が予てより懸案としていた模様であり，このことについては昭和28年11月4日付総南連一第七八七号をもってお知らせしたところであるが，今般標記布令を公布したものである．なお本件の実施期日については不明であるが，本件に対し当方に於いて措置すべき事項その他貴職のご意見に合わせて，左記の諸点についても必要あれば御検討のうえ何分の御回答をお願いする.

記

一　本件が実施された場合において，日本々土の戸籍事務取扱に及ぼす影響

二　標記指令第六条による問題点

別紙（昭和29年8月9日付邦第三六五号総理府南方連絡事務局長あて那覇日本政府南方連絡事務所長報告）

米民政府は7月23日付本件に関する指令第六号を公布施行したので茲にご報告する．本件に関する本土側の取扱については，さきに琉球政府に対する法務省当局の要望に沿い得る様配意方要請しておいたところであるが，今般右民政府指令が公布施行せられたるにつき本官は非公式に琉政法務局次長に対し，右法務省当局の見解等重ねて説明すると共に右民政府指令の取扱に関し説明を求めたところ，同次長は『本指令の趣旨は本土籍者にして本土の法令により沖縄への転籍又は婚姻等の届出を了した者（琉球列島出入管理令による永住許可の取付を要すること勿論である）に対し琉球人としての利益（琉球公務員となること，選挙権および被選挙権の取得等）を得さしめる為に執られた措置であって従って，本指令に基づき，副長官の許可を得た者は，先ず本土の法令により沖縄への転籍又は婚姻等の届出を了し，次に転籍市町村に対し旧戸籍法に基づく届出（戸籍書類は福岡の戸籍謄本又は本籍地の除籍謄本添付）をすることによりその者の戸籍を編製するものである.』と述べ，又前記法務省当局の見解に対し，同次長は，『本指令の実施については，沖縄の市町村が南連（当事務所）は勿論のこと本土の市町村又は沖縄関係戸籍事務所との間の取引を要さず，直接転籍者又は届出者が指令並に旧戸籍法に基づく所要の手続を行なうものであり，本指令が本土の現行法令と矛盾することは考えられない』と述べた.

右民政府指令は琉球政府章典第三条に基づく転籍許可を得るための手続ということではあるが，実は沖縄関係戸籍事務所の戸籍を沖縄に移すためのものであることは前述の法務局次長の説明の通りであり，民政府指令は，その手段に他ならないものと考察する次第である．よって本官は同次長に対し法律上の手続を了した者につき，再度同様の手続を執らしむるは当を得ないこと勿論であるが，身分法規の適用について差異（旧法と新法）が存することは，ひとしく日本国民として同一の身分法規の適用を受くべき者が，その居住場所の如何によって異なった身分法規の適用を受けるという不都合を生じ，また身分変動に伴う両地域間の戸籍の入除籍の取扱等についても種々困難な結果を生ずることとなる．又之により現在実施中の恩給援助の手

続を困難にすることは避けるべきである．と注意を喚起し置くと共に此の種の不都合は終局的には身分関係に関し，新法切替の措置を講ずるべきであることを力説して置いた．又『本件を含む本土と南西諸島間に於ける司法的問題解決のためにも関係当局と事前協議の必要があるので係官の東京派遣方につき配慮せられたき旨』要望しておいた．よって本件に関し，至急法務当局と協議の上何分の御指示を煩わしたい．尚本件に関し米民政府とは公式にも非公式にも交渉はしていないから申し添える．」

これに対し民事局長回答として以下の通達が出された．「『琉球列島への転籍』に関する米民政府の指令について（昭和29年10月22日民事甲第二二〇七号　総理府南方連絡事務局長あて民事局長回答）標記指令に関し客月8日付総南連第五八五号で照会された事項については，次のとおり回答する．

一　同指令第1条から5条までに定める転籍の手続は，本土籍者が現地の戸籍法規によって現地の市町村に転籍をする場合においてなすべき手続を規定したものと解されるが，本土の戸籍事務の取扱に別段の影響を及ぼすものではないと考える．

二　同指令第六条は，本土在籍者および現地在籍者を当事者とする婚姻，養子縁組又は認知等の届出により，本土在籍者が現地の戸籍に入籍する場合を規定したものと解されるが，右に関し，養子縁組の手続については本指令の実施後も，本年7月8日総南連第四六七号貴照会（沖縄における本土籍人の戸籍取扱に関する件）に対する本月11日付民事甲第一六二九号当職回答四による取扱でさしつかえなく，また婚姻，認知についても養子縁組の場合と格別その取扱を異にする必要がないから，右縁組の取扱に準じて処理すれば足りる．ただ，認知については新民法においては，被認知者は認知によって認知者の戸籍に入籍しないことになっており，従って，本土在籍者が現地在籍者に認知されてもその者は本土の戸籍からは除籍されないので，この点念のため琉球政府当局に連絡をお願いする．」

というものであった．

㈣　2種の戸籍の状況と沖縄の立場

現実には，双方の戸籍のうち再製にいたる完成度が高く，収録された数の比較でも，戸籍としての信憑性を有しているのは，圧倒的多数の沖縄人の申請書類を受理保管している沖縄の市町村作成の方であったことが，当時の回顧録に残っている．福岡では現実に再製のための調査を行ったわけではなく，再製作業開始の当事，日本に滞在していた沖縄人の申請書を受け付けることと，在外領事館から日本政府に送られてきた戸籍関係書類（国籍留保の届出等）の受理程度に，実際の業務は限られていたという．

日本政府が当初，沖縄の戸籍の整備は福岡事務所で行うので，沖縄で戸籍整備法を立法化する必要性もないとする見解を明示していたときから，当事直接法務省と交渉しつつ立法にこぎつけた中心人物である前出久貝良順氏は，この間の事情を次のように述懐している．

『わたしが1953年3月にこの問題で法務省に参りましたときに，法務省では…沖縄の人の戸籍は福岡で作っている，だから沖縄のほうでは特別の立法をして戸籍を整備する必要は無いのではないか，という話がありましたので，私自身の戸籍が福岡にはない，ということを申し上げ，だからこそどうしても沖縄のほうで戸籍を整備しなければならないという話をしたのです．…[24)]』

またこの久貝氏発言のあった座談会で，以下のような問答もあった．

池原季雄（当時東京大学教授）『たとえば米国とかブラジルにいて沖縄に本籍のみをもつ日本人に子供が生まれて，国籍留保の届出をするとします．このような場合は，在外領事館を通じて日本政府に連絡があるのでしょうが，そういう人は沖縄本籍者であって日本に居住していないのですから，その人の戸籍は福岡の沖縄関

係戸籍事務所にはないことになりましょうね.……その場合どういうふうに処理しているのですか.』

宮脇幸彦(当時法務省民事局参事官)『……届書が日本政府に送られてきますので,福岡の沖縄関係戸籍事務所にさらに送られます.そして沖縄関係戸籍事務所から沖縄の現地のほうに必要な連絡をすることになると思います.……』

池原『その機会に福岡の沖縄関係戸籍事務所で戸籍をつくるということをやっていますか.』

宮脇『それはつくる場合とつくらない場合と2つあるようです.福岡の沖縄関係戸籍事務所には,もともと沖縄在籍者全体の10分の1ぐらいの戸籍しかないので,基本の戸籍がないのに子の出生を記載することは非常に難しい.あるいはその届出によって新戸籍をつくることも,非常に難しい場合があります.』[25)]

久貝氏の例はまれではなく,本土に居住することも,本土籍人と身分関係の届出行為をすることも無い者は,福岡戸籍に載る手筈がなく,沖縄在籍者が福岡戸籍に載っていることがむしろ稀有であった.しかもさらに大きな問題は,本土籍人が沖縄で婚姻をなし,その届出をする場合,効力発生日は沖縄の市町村から日本の市町村が送付を受けた日とされていた.ただしこの問題は,沖縄で新法施行後の昭和36年に民事局長通達により,沖縄の市町村が受理した日を効力発生日とする扱いになったが(本稿第二編にて扱う),この事情についても上記座談会での以下の発言が複雑な背景を示唆している.

我妻栄(当時東京大学教授)『沖縄の戸籍は日本の戸籍と認めないと最初にいっておきながら,そこへくると届出の効力を認めるというのは理屈の上ではおかしい.』

宮脇幸彦『これは根本的な問題として沖縄法が本土から見て外国法かどうかという問題につながるわけですが,その限りにおいては,まったく同法地域と同じ扱いをしているわけですね.』[26)]

(未完)

注

1) 大湾朝謙「復帰後の沖縄戸籍の整備」(戸籍法50周年記念論文集編集委員会編『現行戸籍制度50年の歩みと展望』平成11年,加除出版)295頁.戦後那覇地方法務局で戸籍整備に当たった担当官の記録である.沖縄史に関する一般書には,沖縄戦は1945年四月に開始し,6月23日の日本軍第三二軍司令官および参謀長官の自決により終結したとされているが,実際にはその後も日本軍敗残兵と米軍の小競り合いが続いたことが原因で,6月23日以降に戸籍簿が焼失した市町村もあったこと,戦災により滅失を免れた戸籍を保管している市長村として,平成3年現在,豊見城村・勝連町・名護市・金武町・国頭村・宜野座村が戸籍の一部を保存し,仲里村と渡名喜村が戸籍の全部を,さらに具志川,座間味および伊是名の各村は戸籍および除籍簿の全部を保管していると記載されている.

2) 座談会『沖縄の法制・戸籍・土地問題』ジュリスト457号(1970)21頁の久貝発言.久貝氏は琉球政府法務局長等を歴任し,復帰後の沖縄立法の中心的存在でもあった.

3) 沖縄諮詢会記録8月15日の項には以下の記載がある.「8月15日.全島39箇所の収容所から住民代表128名が石川に招集され,第一回仮諮詢会が開催された.ニミッツ布告で海上交通は封鎖された状態だったので,周辺離島の代表は参加できなかった.8月15日の仮諮詢会は,石川市長を仮議長とし,米軍の少佐挨拶後,議長選挙,副司令官ムーレー大佐の声明,モードック中佐の挨拶と説明の後,協議に入り,諮詢委員の選出方法,代表機関の組織方法について諮った後,石川の代表委員から,分散家族を『取り纏めるために至急適当なる施設を講ぜられんことを陳情する』との提出がなされた.その提案の趣旨は『戦争の災害を受け,一家族が方々に分散している有様は悲惨であり,これまでは救済がはかばかしくなかったが,今や休戦状態にあるのだから,各収容所に於いて戸籍係に取調べさせ,相当数に達したらトラックを特派して取纏める様講じて欲しい』ということであった.これにつき議長より,皆の意見を諮ったところ満場一致『陳情せられたし』とするものであった」.

沖縄諮詢会とは沖縄本島住民代表で構成された米軍の諮問機関である.その設立の経緯を綴った節には「ニミッツ布告以来各地区戦闘部隊の隊長が占領地区住民の民事を担当してきた.沖縄軍政の方針はなるべく既存の政治機構を利用して間接的統治形態にもっていくことで

あったが，県庁はじめほとんどの政治機構が崩壊していたため，住民主体の行政活動は空白のまま経過した．……軍政は戦闘から駐留へと移行し，安定的な中央統治機構の整備が急がれる情勢となった．そこでまず沖縄本島住民で構成される諮問機関である沖縄諮詢会が設置されることとなった」と記載されている（『沖縄諮詢会成立の経緯』「沖縄県資料　戦後1　沖縄諮詢会記録」，沖縄県史研究叢書12　沖縄県文化振興会公文書管理部史料編纂室編，沖縄県教育委員会発行）．

4）都竹秀雄「戦災による戸籍の滅失と再製」注(1)掲載『現行戸籍制度50年の歩みと展望』135頁．

5）大正3年戸籍法第一五条「戸籍簿ノ全部若クハ一部カ滅失シタルトキ又ハ滅失ノ虞アルトキハ司法大臣ハ其再製又ハ補完ニ付キ必要ナル処分ヲ命ス但滅失の場合ニ於テハ其旨ヲ告知スルコトヲ要ス」．なお同条の様式につき，大正3年戸籍法の改正に関わった，東京地方裁判所・東京区裁判所判事（当時）繁田保吉著『改正戸籍法解説』（巌松堂書店発兌．大正4年10月10日）には，改正法立法審議の討議内容が以下のように記載されており，同法立法時の滅失および滅失の虞の範疇が想像できる；

○斉藤隆夫君―第十五条の「又ハ滅失ノ虞アルトキハ司法大臣ハ云々」ト云ウコトガアリマスガ，滅失ノ虞アリトイフノハドウ云フ場合デアリマスカ

○政府委員（法学博士鈴木喜三郎君）―滅失ノ虞ト云フノハ蟲ガ喰フトカ，手垢ガ着イテ分ラヌヤウニナル場合ガアリマスソレ等デゴザイマス

6）再製戸籍の例として，焼失によるもの，滅失の恐れ（紙質の劣化）あるものの実例が下記書に掲載．成毛鉄二編『改訂戸籍の実務とその理論』（日本加除出版，昭和42年）118頁．

7）昭和20年5月23日，民事局長通牒を東京民事地方裁判所長　岩松三郎から同裁判所第1部及び第14部長，管内区裁判所監督判事，同区・市町村ならびに支庁長に宛て，移牒．

「戸籍ノ再製ニ関スル件　　戸籍簿カ滅失シタル場合ニ於テ其ノ再製ハ之カ重要性ニ鑑ミ迅速ニ之ヲ成ササルヘカラサルハ勿論ノ義ナルモ現下之ニ要スル資材人員其ノ他ノ状況ニ依リ事実上急速ニ之カ実行困難ナル箇所モ可有之ニ付テハ左記事項御了知ノ上可然措置相成様致度此段依命及通牒候也

記

一　戸籍簿カ空襲其ノ他戦争ニ起因スル災害ニ依リ滅失シタル場合ニ於テ之カ再製困難ナリト認ムルトキハ戸籍法施行細則第三十三条ニ定ムル手続ト同時ニ其ノ事由ヲ記載シ管轄地方裁判所長及当省ニ申報スルコト

二　（以下略）

8）久貝良順「戦後沖縄における法体系の整備―登記簿・戸籍簿を含めて―」沖大法学9号（1990年3月）112～116頁．

なおこうした沖縄側の事情を日本政府関係者（当事法務省民事局第三課長）としてみていた新谷正夫氏は「……ある公式の席上で久貝課長は大胆率直に『戸籍整備における本籍表示には沖縄県と冒頭に書く，これが本土復帰にもつながる，また年月日は西暦年数でなく日本の年号による』という趣旨のことを述べられたそうであるが，沖縄県の表示がタブーとされていたことなどを考えると，戸籍整備に賭ける意気込みのほどもわかるのであった」．（「沖縄戸籍断章」『現行戸籍制度50年の歩みと展望』注(1)所収．264頁）と回顧している

9）那覇市教育委員会編『那覇市の戸籍“戦災からのあゆみ”』12頁．

10）計画局広報課編集発行『行政記録』自1945年8月至1962年12月．（那覇市立図書館蔵）

11）前掲注(9) 8～10頁．（一部現代かなに書き換え）

12）「琉球政府章典」昭和27年米国民政府布令第六八号．同年4月1日施行．第二章（三条ないし六条）に住民の権利義務を規定する．

13）琉球列島米国民政府指令第6号（1954年7月23日）

琉球列島への転籍

第一条　この指令は，1952年2月29日付，民政府布令第六八号第三条に基づく琉球列島への転籍手続を定めることを目的とする．

第二条　琉球列島への転籍は琉球列島の戸籍簿に必要事項を記載することによって完了する．

第三条　琉球列島へ転籍しようとする者は，別紙第一様式の「転籍申請書」を3部（英文1部，和文2部）を琉球政府法務局経由で副長官に提出しなければならない．申請書にはその受付順に番号を付す．各申請書には，次の書類を添付しなければならない．

イ．副長官の永住許可書．

ロ．日本にある本籍地の市町村長が発給する戸籍謄本

第四条　申請書および添付書類は，審査の上，許可または不許可の勧告書を添えて副長官に回送される．別紙第二号様式の「転籍許可通知書」は4部副長官から琉球政府に送付され，その中3部は申請人に交付される．

第五条　申請人は「転籍許可通知書」の交付を受けたら，その中2部を転籍地の市町村長に提出しなければならない．

第六条　婚姻，養子縁組，認知その他民法上

当然琉球列島の戸籍簿に記載される事件については，副長官の許可を得る必要はないが，申請人の本籍地の市町村長が発給する戸籍または除籍の謄本を琉球列島の当該市町村長に提出することによってこれを処理することができる．

副長官の命によりこれを発布する．

首席民政官
米国陸軍准将
W・M・ジョンソン

14) 前掲注(2) 22 頁．

15) 1945 年沖縄諮詢会記録（前掲注 3）12 月の項には以下の記録がある．「12 月 21 日諮詢会協議会で，軍政府から『沖縄の名称はまちまちになって，オキナワン，島人（トウジン），グークス，シビリヤンと呼んでおるが，沖縄と琉球といずれがよいか』と問われ，これまで翻訳を担当してきた松岡委員は『オキナワン（人），オキナワ(島) と云ったほうがよい』と応えた．」

ちなみに米軍の使用例として，ジェームス・ワトキンス文書“PAPER OF JAMES T. WATKINS Ⅳ”には次のような箇所がある；

LL-10/A9-10 16 May 1946,

Serial:858, Subject: Land and Population on Okinawa－A Staff Study

（中略）

8. The present population of Okinawa Shima is 366,000 (including the small Islands). An additional 105,000 Ryukyuans, which includes 80,000 Okinawans, likely more, are awaiting repatriation from the Japanese home islands.（『PAPER OF JAMES T. WATKINS Ⅳ，沖縄戦後初期占領資料第 30 巻』琉米歴史研究会・ワトキンス文書刊行会編，1994 年．17～139 頁）

16) 1952 年（昭和 27 年）2 月 29 日米国民政府布告第一三号．前文「琉球住民に告げる．琉球住民の経済的，政治的及び社会的福祉を増進させるため，琉球政府を設立させることが望ましいので，本官琉球列島民政副長官陸軍少将ロバート S. ビートラーはここに次の通り布告する」で始まる．第一条において琉球政府が立法，行政，司法機関を備えるものであること，第二条において琉球政府は琉球における政治の全権を行うが，琉球列島米国民政府の布告，布令，指令に従うものであること，第三条では琉球政府の立法機関たる立法院の構成及び権限，会期を，第四条では琉球政府の行政権が立法院の選挙する行政主席に属することおよび行政主席の権限を，第五条では琉球政府の司法機関が琉球上訴裁判所，巡回裁判所，治安裁判所及びその他の裁判所からなること，および各裁判所の判事の任免について，第六条では信教，言論，集会，請願及び出版の自由および正当な手続きによらない不当な逮捕，生命，自由または財産の剥奪に対する安全の保証を含む基本的自由は公共の福祉に反しない限り保障されること，第 7 条では民政副長官の権限，第 8 条では前年の 1951 年に民政府布告第 3 号によって設立されている臨時中央政府が本布告施行により解消すること，第 9 条では臨時中央政府設立に関する布告布令および本布告と抵触するその他の布告，布令及び指令が廃止されること，第 10 条では施行日が 1952 年 4 月 1 日であることを規定している．

17) 前掲注(9) 10 頁．

18) 同上 10～11 頁．

19) 前掲注(8) 114 頁．

20) 米国海軍元帥ニミッツの名のもと発せられたことから通称ニミッツ布告と称される．米国海軍軍政府布告第一号．公布日は 1945 年○月○日とあり，月日部分が白地である．日本の行政権の停止と現行法規維持を規定（一，南西諸島及其近海並ニ其居住民ニ関スル総テノ政治及管轄権並ニ最高行政責任ハ占領軍指令長官兼政府総長，米国海軍元帥タル本官ノ権能ニ帰属シ本官ノ監督下ニ部下指揮官ニヨリ行使サル．二，日本帝国政府ノ総テノ行政権ノ行使ヲ停止ス．…中略…四，本官ノ職権行使上其必要ヲ生ゼザル限リ居住民ノ風習並ニ財産権ヲ尊重シ，現行法規ノ施行ヲ持続ス．以下略）．

1945 年 9 月に琉球列島に正規の米軍政府が設置され，翌 46 年 1 月 29 日付けの連合国軍総司令部の「日本政府と北緯 30 度以南の南西諸島との行政的分離に関する覚書」により，琉球列島（北緯 30 度以南）に対しては，日本政府は官吏，政府雇人，一般人のいずれに対しても，一切の政治上，行政上の権限を行使しえないこととなった．

21)「本土」の定義が明文化されているのは，1952 年 7 月 10 日『本土と南西諸島との間の貿易および支払いに関する覚書』．大蔵事務次官（舟山正吉），通商産業事務次官（玉置敬三），経済安定本部副長官（平井富三郎），外国為替管理委員会事務局長（稲垣一吉），琉球政府商工局長（瀬長浩）の連盟で，「左に掲げる者は，本土と南西諸島との間の貿易を最大限に伸長させる意図をもって，その貿易及び支払いに関し，別紙の措置をとることに同意した．」とし，別紙中に，『……第 11．この覚書において「本土」とは本州，北海道，四国，九州およびその他の小島嶼をいい，また「南西諸島」とは北緯 29 度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）をいう．』とある．

22) 徳永秀雄「沖縄関係戸籍事務所について」前掲注(1) 所収．268 頁．

23) 法務省民事局編『戸籍基本先例集』昭和 46 年，

法曹会．115頁以下．
24）前掲注(2)，24頁．
25）同前　25頁．
26）同前　26頁．

追　記

本稿は2005年度文部科学省科学研究費基盤研究（A）「沖縄近代法の形成と展開―沖縄における特殊性と普遍性」による研究成果の一部である．

［おくやま　きょうこ　横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授］